

宮城県園芸産地における事業継続強化対策実施要領の一部を改正する要綱
宮城県園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年2月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p data-bbox="231 275 866 302">宮城県園芸産地における事業継続強化対策実施要領</p> <p data-bbox="172 348 243 375">（趣旨）</p> <p data-bbox="154 386 1448 569">第1 宮城県園芸産地における事業継続強化対策（以下「本対策」という。）の実施にあたっては、園芸産地における事業継続強化対策<u>補助金</u>交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産<u>省生産局長</u>通知。以下「国実施要領」という。）によるもののほか、本要領によるものとする。</p> <p data-bbox="154 615 403 642">第2～第14 略</p>	<p data-bbox="1549 275 2184 302">宮城県園芸産地における事業継続強化対策実施要領</p> <p data-bbox="1489 348 1561 375">（趣旨）</p> <p data-bbox="1472 386 2766 569">第1 宮城県園芸産地における事業継続強化対策（以下「本対策」という。）の実施にあたっては、園芸産地における事業継続強化対策_____交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産<u>事務次官依命</u>通知。以下「国実施要領」という。）によるもののほか、本要領によるものとする。</p> <p data-bbox="1472 615 1721 642">第2～第14 略</p>

附 則

- 1 この要領は、令和4年12月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例による。